

令和2年11月

大東市議会

特別議会議案

提 出

令和2年11月17日

印刷物番号

2 - 6 0

議案第112号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月17日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

令和2年10月7日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職員、議会の議員及び市長等の期末手当について、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

（大東市長等の給与に関する条例の一部改正）

第5条 大東市長等の給与に関する条例（平成7年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の215」に改める。

第6条 大東市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。